

中国法史講義ノート(Ⅱ)⁽¹⁾

森田 成満

註

(1) 中国法史講義ノート(Ⅰ)は(星葉論集二九輯)に収載。

第二節 統治機構

一 官衙と公務に従事する人員⁽¹⁾⁽²⁾

官衙とその相互関係 皇帝は北京の皇宮に居住し執務します。存命中に非公開の形で後継者を指名しておきます。これを儲立(太子)密建といっています。後継者はその長子とは限りません。

統治権力は皇帝に集中しています。皇帝は中央官衙と全国を分割する地方官衙からなる官僚機構を使って統治します。中央官衙は皇宮の内や天安門前にあります。皇室所屬の中央官衙として宗人府があります。皇族を監督しその譜牒や封爵、賞恤、訴訟等のことを管掌します。内務府は皇室財産の管理や祭祀等の皇室に関係する事務を司ります。

効率よく統治するために政務内容に着眼して部門に分けて担当する官衙を置くと共に政策の統一のための官衙を置いています。ただ、分担はするけれども互いに抑制と均衡をとる仕組みにはなっていないので権力が分立している訳ではありません。

ません。政務を分担する官衙として吏部、戸部、礼部、兵部、刑部、工部の六部があります⁽³⁾。法史の研究に最も関係する刑部には原則として省別に十八の清吏司および秋審事案を調べる秋審処、贖罪に関する事務を執る贖罪処、律例の編纂をなす律例館等が置かれています。

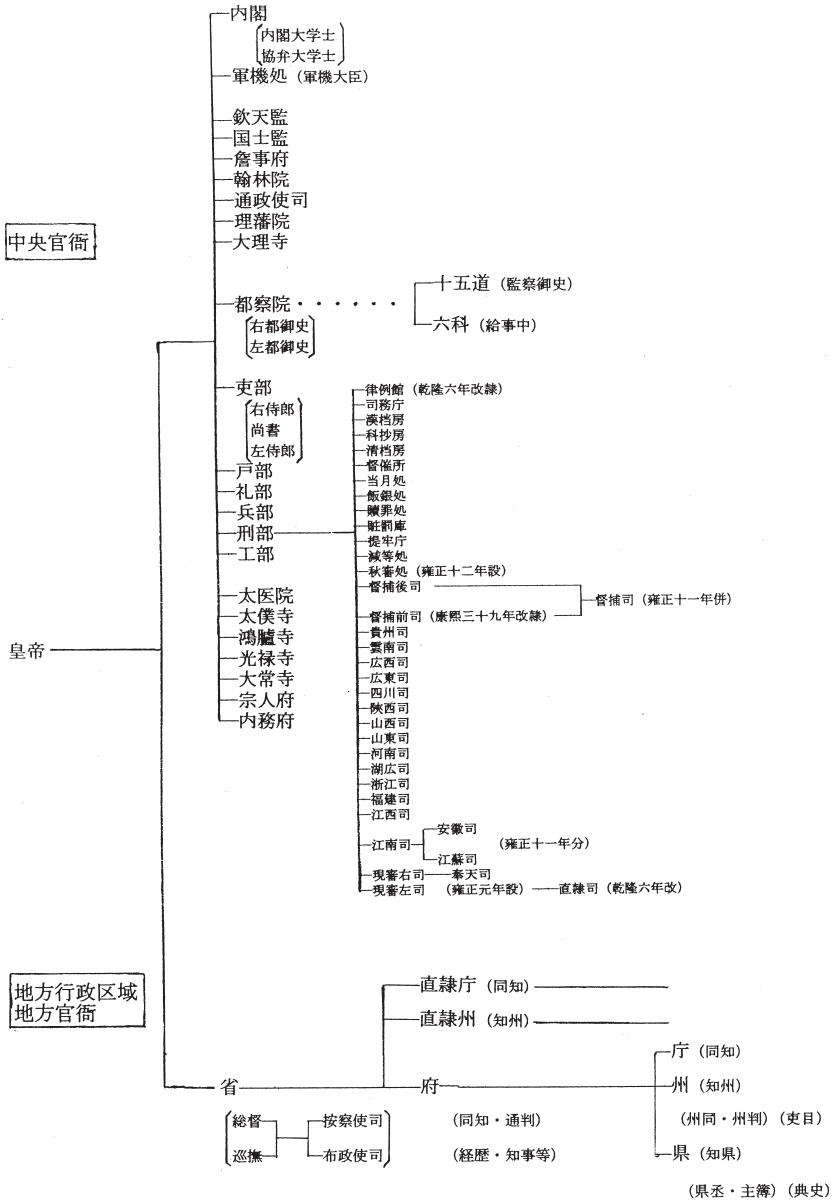
政務を統一する官衙として内閣と雍正七年に設置された軍機処があります。政務の統一は他の官衙の意見に対する回答の素案を作ることを通してなされます。また、皇帝の文書の草稿を作ることを通して皇帝の判断に対して事実上少なからざる影響を与えたと思われまゝ。ただ、皇帝の近くにあるけれども六部等の政務を分担している官衙との間に命令服従の関係はありません。内閣は題本の進達、票箋や批答、諭旨の頒布等を司ります。もつとも軍機処ができた後はその補助をするだけになったようです。軍機処は毎日の進見奉答、諭旨の原稿を作り頒発する仕事を司る他、重大な政治問題や軍務上必要な事項の調査等を行います。

政務を監察する官衙として都察院があります。中央官衙と地方官衙を階層に関係なく監督します。左都御史二人を置きます。右都御史は督撫が兼任する部署です。督撫が兼任したことは中央官衙と地方官衙が互いに牽制して権力分立に類似する働きをする一方で迅速な統治の実現を阻害したと思われまゝ。都御史の下に監察の対象になる衙門に対応して吏科、戸科、礼科、兵科、刑科、工科の六科と地域に着眼する十五道を置いて監察を行います。六科に給事中、十五道に監察御史をそれぞれ複数置きます。彼らは独立性が強く都御史の属官ではありません。都御史は監視するだけです⁽⁴⁾。

地方は三級の行政区画をなし省が上級行政区画、府および直隸州、直隸庁が中級行政区画、州県庁が下級行政区画であつてそれぞれの範囲を管轄します。上級の官衙程管轄範囲が広くなります。本部に省は十八ありました。

地方官衙も官の機関です。権力を垂直に分けた国とは別の自治権を持つ現在の地方公共団体のようなものではありません。省に総督、巡撫の衙門を置きその下に布政司、按察司があります。一省一総督と決まっていた訳ではありません。総

統治機構図



督がない省もあるし一人で複数の省を管轄することもあります。総督、巡撫は上奏をなしたり省例の制定、官吏の監督裁判をなすこと等が職責です。制度上は総督が軍政をなし巡撫が民政をなすのが原則だが実際にはつきり分掌してはおらず個々に見ていかなければなりません。

布政司は財政を管掌し按察司は刑事裁判を司ります。地方官衙では唯一業務をはつきり分担する官衙です。官の主な仕事は財政と治安の維持であつたことを示しています。布政司、按察司には書吏が働く複数の房があります。

府衙門は管轄地域の警察、裁判、財政等の一切の政務を司ります。

州県衙門も管轄地域の一切の政務を司ります。そこには法的な行為もあるし事実行為もあります。法的な行為には人民に対するものと上級官衙に出す素案を作る官僚組織内の行為とがあります。衙門は城壁で囲まれた地方の都市にあります。嘉慶年間に於いて州県は全国に千六百位あつたといえます。三億人余りの当時の人口から見ると一つの県には平均すると二十万人位が生活していたこととなります。

国民主権の現代の日本は権力を分立し地方に自治権を認めています。国と都道府県、市町村は互いに対等です。中央官庁は法律によつて自らの権限に属するとされている事務の多くを自ら執行するとともに一部を法律によつて地方公共団体に委託して執行させています。後者を法定受託事務といえます。地方は法定受託事務のほか自治事務を司ります。地方は法律の範囲内でしか動けずそのことは国の機関である裁判所が司る司法権によつて確保されています。

清朝権力の形は皇帝があらゆる権限を統一的に行使するというものです。通例、皇帝は官衙に作らせた素案を見ながらどのようにするかを判断します。中央官衙に素案を作らせる事務と総督、巡撫を頂点とする地方官衙に素案を作らせる事務があります。中央官衙と地方官衙は一元的になつておらず対峙し対等であつて命令服従の関係がありません。それ故、中央官衙は皇帝が地方官衙に素案を作らせる事務に直接の關係を持ちません。そのとき六部は皇帝の諮問機関となるので

あつてその意見は皇帝の眼を通つて現場である地方官衙に伝えられます。もつとも、通例、皇帝は諮問に沿つて裁可しています。その意味では事実上中央官衙の意思が多くの場合に優越しています。

地方官衙は階層秩序をなしています。地方行政区画は三級になつていて、けれども官衙の上下関係を見たとき省は二層になつていたので事実上、地方官衙は総督・巡撫、布政司・按察司、府、州県の四段階になつています。上級官衙は下級官衙を指揮監督し下級官衙のなした行為を差し戻したり修正したり取り消すこともできます。総督と巡撫は対等です。布政司と按察司の間にも上下の関係はありません。

権限とその委託 ただ、常にこの原則に沿つて皇帝は自らすべての事柄を判断していた訳ではありません。官から見た重要性和利便性とその程度を考へて事柄によつては権限を官衙に授与して事務を委託しています。皇帝の判断を待たずにその官衙の判断に委ねたのです。また、権限を委託したといつてもそのすべてを譲渡した訳ではないのであつて、皇帝や上級の機関は活動状況を報告させて事後的にそれを取り消したり修正することができます。権限を持つ官衙の活動を一応正当な官の判断とするけれども事後的に当事者の申し立てがなくてもそれを再審査できたのです。さらに、皇帝は委託している権限をいつでも取り上げることが可能です。現代の地方の自治権と同じではありません。また、留意しなければならぬのはどういふ内容の権限を授与しているかということであつて、例えば、督撫が素案を作り部が判断する事案は部に委託しているのは裁可の権限に止まつていて督撫と部の意見が合致すれば皇帝の判断を待つことなくそこで落着させるけれども意見が合わないときは同級故優劣を付けられないので皇帝に判断を求めるといふことです。

刑事関係の特に実体法は中央で定立しています。条例は刑部が中心になつて定めています。その手続法は省例のような地方的法規として作ることもあつたようです。租税法は地方官衙に制定権限が委託されている部分が少なくありません。地方が実体面についても執行細則を制定しています。例えば税率は省で決めています。地域の事情をよく知つている地方

に任せる方がむしろよいと判断していたのでしよう。

法の執行は法の定立に比べて制度上一層下級の官衙に権限が委託されています。例えば民事的な訴訟事案や徴税等の人民に対する法的あるいは事実的行為の執行は州県に委託しています。勿論、逆に官にとつて利害の大きい事柄については執行の権限を皇帝あるいは上級官衙があくまで留保しています。

放任されているという意味で事実上権限が委託されている場合があります。現代の法律による行政の原則の内容の一つに行政は法律に根拠がなければならないという法律の留保の原則があるとされます。清代に於いて刑法には法律の留保の原則があるけれどもその他の分野にはその原則はありません。行政をなすのに常に法律の根拠が必要な訳ではないのです。租税法律主義ではありません。進んで法律に違反することはできないけれども明文のないところは放任されているのであつて地方で法を定立することがあります。それは事後に取り消されることもあります。また、事後に容認されることもあります。容認といつても進んでなすこともあるししぶなすこともあるけれども、ともかく違法として取り消されないことがあつたのです。従来、地方の行政上の不正規（インフォーマル）な行為ととらえられて来たものの多くは法律の留保の原則がない法の仕組みに由来していたこととなります。その結果として人民に過大な負担を強いることが少なくあつたのです。⁵⁾

公務に従事する人員（官員とその任用・責任、書役、家僕、幕友） 官衙には皇帝が任命する官員が働いています。典型的には長官たる正官（「印官」）の他に副官としての佐式官、下役としての属官、正官と同じ都市に住み補佐をする首領官がいます。

中央官衙の多くは合議制です。満人と漢人の数を等しくしています。内閣は内閣大学士と協弁大学士からなる合議体の官衙です。軍機処は内閣大学士尚書の中から数人が軍機大臣を兼任しています。六部の正官（「堂官」）にはそれぞれ満人

一人と漢人一人からなる尚書、右侍郎、左侍郎がいます。全部で六人です。互いに上下関係はありません。意思の決定は正官が一堂に会して議論する会議（「堂議」）の他にいわば持ち回りで決裁の形でなされることがあつたと思われれます。部としての意思はその全員の一致で決めます。指導的な者がいて事は決まつたのでしよう。属官（「司官」）に郎中、員外郎、主事があります。

地方官衙の正官は一人です。省の総督、巡撫は単独機関であつて衙門には書吏や幕友はいるけれども佐貳官や首領官、属官はいません。官吏の赴任地が決まるまでの待機ポストとしての発審局にいる候補人員に補佐させます。布政司、按察司にはそれぞれ布政使、按察使と補佐官がいます。府の正官は知府であり州、県の正官は知州、知県です⁽⁶⁾。府の官吏も人民と接触することがなくはないが官の意思は州県を通して人民に提示されるのが原則であつて最も多く直接人民と接触しまさに牧民官、父母官となるのは州県官です。

官員の任用は金銭を納めさせてなすこともあるけれども（「雑途出身」）通例科挙と呼ばれる試験によります。（「正途出身」⁽⁷⁾）科挙は隋代に始まりその後変容しながら整備されて行きます。科挙制度は官が設置する学校の制度と結び付いて学校の学生（「生員」）に科挙の本試験受験の資格を与えます。本試験は郷試、会試、殿試の三段階に分かれます。郷試は省都の貢院で三年に一回行われ合格すると挙人の称号が与えられます。会試は郷試の翌年に北京の貢院で行われ合格すると貢士の称号が与えられます。殿試は皇帝の前で行うもので順位を決めるためのものです。合格すると進士の称号が与えられます。合格者は二、三百人であつたといひます。

科挙制度が果たした最大の役割は、勿論官員を送り出し官の権力を支えたことです。その他の副次的に果たした働きの第一は、官が人民の願いを吸い上げ得たことです。科挙は民間から人材を登用する制度であり、彼らは人民が何を求めているかを日常的にそれなりに知っていたはずで、第二は、思想を統一したことです。試験問題は四書五経や詩等

を対象にするものであつて儒教と文学に関する知識が問われました。しかし、このような読書だけが尊いとしたことによつて実学や科学的思考の発展が阻害されました。第三は、それは社会変動の原因の一つであつたということです。科挙は女性と賤民を除き広く人民に受験資格を与えています。官吏になれば富を得て退官後は故郷で地主となり郷紳として人々に尊敬されます。科挙の合格者の多くはもともと富裕であつたであろうが社会階層間の流動をもたらすこともあります。生来の身分により階層が固定している社会とは異なるいわば実力主義の社会です。

官吏の責任に関して最も留意しなければならないのは上級官衙によつて取り消されることになつた職務上の判断をなした下級官衙の官吏の責任です。現代の刑法にはそのような行為を念頭に置く規定はありません。民事責任は国家賠償法によつて故意か重過失があるときにのみ生じます。清律には刑律故失出入人罪条があり誤つた裁判をしたときの責任を認識していたか否かに沿つて分けて記しています。⁽⁹⁾ 現代法とは異なり客観性の強い刑法でありそこで求められる注意義務の程度は高く上級官衙で取り消されると取扱ひの実際はともかくとして先ず責任を逃れることはできなかつたのです。

官衙で働く人員の第二は、皇帝によつて任命される官員ではなく個々の官衙が任用する人です。そのような人員を利用することを皇帝は容認していたのです。その一は書役（「胥役」、「書差」ともいう。）と呼ばれる人です。その数は一定していませんが州県衙門には百人単位でいたようです。その中の事務を行う者が書吏です。胥吏とか経承ともいいます。彼らには決まつた俸給はなく接触する人民から手数料として陋規と呼ぶ金銭を徴収しました。⁽¹⁰⁾ 肉体的な役務をする者が衙役です。差役ともいいます。工食と呼ぶ俸給を受けるけれども工食のない白役と呼ばれる衙役が多くいます。書役は独立性の強い請負いの形で仕事をしたために官が彼らを十分に監督し管理できないという結果をもたらした彼らは公と私を峻別せずその地位を私物化して売却したり相続したりしました。その二は、官吏が私費で招く協力者です。官吏は赴任の際に彼らを同行しました。一つは家僕です。長随、家丁ともいいます。私的な召使いだが官の仕事を手伝うこともあつたので

す。また、専門知識を持つて官吏を援助した者に幕友がいます。Private secretary と英訳されます。これが一つの職業として成り立っていました。汪輝祖のような有名な人もいます。人民と直接接触しないので人民から手数料を取ることもありません。

文書主義と公文書の形式 官衙は原則として文書（「官文書」、「公文」）で意思を表示します。文書主義は官衙の意思決定過程を合理化し事後の検証を容易にします。最終の決定内容だけではなく意思決定の過程も文書にすることを通して正確な判断を確保し官吏の責任を明確にして効率的な運営を可能にします。文書には官衙相互の間のもとの官と人民の間のもとのがあります。ただ、清代官僚機構の文書主義は人民のためというより官のためのものでした。

表示する相手との関係によって文書の形式が決つています。皇帝の官衙に対する文書を上諭といひます。逆に官衙が皇帝に対して出す文書が上奏です。上諭は上奏がなくてもあり得るし上奏は上諭がなくてもあります。しかし、上諭の多くは上奏を受けて出されます。官の最終の意思は皇帝が決めます。皇帝は絶対的な権限を持っています。

上奏をなし得る者は中央官衙と督撫等に限定されています。彼らは皇帝に直屬しているのです。上奏には内閣を経由する題本と呼ぶ正式の文書によるものがあります。文書を六部は内閣に提出し（部本）督撫等は通政使司に提出します（通本）。題本に対して内閣大学士が決済案（「票擬」）を作成して皇帝がその是非を判断します。題本を受けて出す上諭は明発諭旨であつて内外の臣民に公示します。諭旨を書き込んだ題本を紅本と言ひ内閣の大庫に保管します。一方、抄録を關係機関に送ります。それは後に回収します。

軍機処が設置されて以降、軍機処を経由する奏本（「奏摺」）と呼ばれる上奏がなされるようになります。これはもともとは限定された官僚の皇帝への私的文書でした。奏本を受けて出す上諭は寄信上諭とか朱（硃）批上諭（「廷寄」）と呼ばれます。寄信上諭は皇帝が督撫に直接下す上諭です。奏摺に皇帝が朱筆をいれます（「朱批」）。本人に見せたあとに回収

して宮中、軍機処、六部等に保管します。皇帝への文書や皇帝からの文書が必ず六部を経由するとする見方はよくありません。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

対等な官衙間例えば六部と督撫との間の文書は咨と呼ぶ形式を取ります。問合せたり報告するとき、あるいはそれに對する回答のために使われます。

地方の上級の官衙から下級の官衙への文書は通飭、通行、示、札の形式を取ります。下級官衙から上級官衙への文書は詳とか申、稟、詳の形を取ります。同一省内の同等官衙間の文書を移といいます。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

官と人民の間も原則として文書で意思が伝えられます。官が人民に對する文書の形式として諭、判、示、批等があり、人民が官に差し出す文書に訴、稟等があります。⁽¹⁵⁾

註

- (1) 清国行政法二卷二編一、二、三章。滋賀「清朝時代の刑事裁判——その行政的性格。若干の沿革的考察を含めて——」(滋賀著書二所収)。統治機構図(本稿三頁)は高遠拓児氏の二〇回東洋法制史研究会に於ける配布史料等を参照して作成。なお節名を変更します。
- (2) 時代によって官衙の改廃があるので大筋のものを見ます。
- (3) 吏部は文官の任免賞罰等、戸部は財政、戸籍等、礼部は典礼、科挙、外交等、兵部は軍事、郵駈、閔津等、刑部は刑事裁判、工部は建設土木を司ります。
- (4) この他に太常寺、光祿寺、鴻臚寺、太僕寺、太医院、督撫等の題本を受け取る通政使司や書史の編纂等をなす翰林院のほか詹事府、国士監、欽天監等が置かれています。
- (5) さらにには違法だが事実上有効なものを時に地方は作っています。
- (6) 府の佐式官に同知、通判がいます。州、県の佐式官として州に州同、州判がおり、県に県丞、主簿がいます。首領官として吏目・典史がいます。その他に巡検のような雑職(「属官」)がいます。佐式官は徴税や捕盜、水利等のことを分担し同城と呼ばれて州县城にいます場合と分防といって他の要地に駐在している場合があります。
- (7) 宮崎市定「科挙——中国の試験地獄」(中公新書、一九六三)。

- (8) 学校への入学試験を童試といいます。童試には三段階あります。県試を知県が行い次いで知府が府試を行い第三段階として中央から学政が三年に二回府を回って院試を行います。そして合格者に生員、秀才の称号を与えて府学、州県学等に配属します。優秀な者は国士監に転学させます。
- 学校には教授、学正、教諭、訓導等の学官がいたけれども授業はなく勉強は独学したり書院と呼ばれる私塾に通っていました。第五章第二節。
- (9) 裁判や徴税の分野では法の執行に書吏が関係することが多い。書吏が陋規をとる行為が見られます。給与のいわば現場調達であつて書吏から見れば無給である以上合理的な範囲までは仕方ありません。官の職務行為は人民に対する義務ではなく恩恵であつたので、彼らは職務行為に対する謝礼を当然受領できるのであつて賄賂となるという感覚はなかつたといえます。また、余り厳しくそれを禁止すると書吏は非協力的になつて行政が滞つてしまいます。官はある程度放任し容認していたのです。事実上書吏にも時には権限を与えています。すべての書吏が常に悪事ばかりをなしていた訳ではありません。
- (10) 「論内閣・・・」とか「内閣奉上論・・・」の文言が記される文書は明発上論に関するものであり、「論軍機大臣等・・・」とか「軍機大臣字寄（あるいは「密寄）」□□総督□□何年月何日奉上論」の文言のある文書は寄信上論に関するものです。
- (11) 咨結の事案で督撫の考えと刑部の考えが一致しないときは結果的に刑部を経由して文書は皇帝に上申されます。（滋賀著書一、一六頁）。
- (12) 職務の内容によつて書吏は吏、戸、礼、兵、刑、工の六房に分かれています。衙役は分けて皂班（長官の警護を管掌）、快班（命令の伝達）、民莊（警察）、捕班（逮捕）と呼びます。民莊以外は賤民であつて科挙を受ける資格はありません。幕友は刑名（裁判を管掌）、錢穀（徴税）、徴比（租税滞納者に対する強制）、掛号（手紙）、書啓（書記）に分けられます。
- (13) 郷村の組織には官の主導で作られる組織と民間で作る組織があります。ただ、その境界がはっきりしなくなります。前者として明代には里甲制がありました。百十戸を一グループとして十一戸に一里長戸を立て納税や勞役の最小の単位とするものです。ところが土地の集中と人の都市への移住が進んで地丁銀制へと移行して行きます。清代には保甲制があります。康熙末葉に確立するものであつて、十戸に一牌頭を立て十牌に一甲頭を立て十甲に一保長を立てるものです。また、毎戸に門牌を給付し家長の名と丁男を書かせて家族を調べ易くします。州県官が監督します。保甲の仕事は警察と戸籍の編査です。前者に重点があります。嘉慶、道光以降制度は揺らいで行きます。
- (14) 民間で作る組織としては明代には里老の制度がありました。清代にもそれを受け継いだ残滓があります。里老には人望ある人となり徴税の事務をなします。また、その他の官の下請的な事務を執ります。

地保と呼ばれる人がいます。地保は徴税や司法警察的な仕事をする官治組織の末端です。また、民治組織の主席である総理がいました。ただ、地保と区別がつかなくなっているといえます。

郷村に於いて人々は村人としてではなく事柄に即して結び付いていたといわれます。「拙稿」「村落内に発生した紛争・犯罪に対する華北村民の対応——村落の集団性の強弱と自治の存否を解明する手がかりとして——」（星葉科大学紀要二三）。

- (15) マックス・ウェーバーは官僚制を近代以前の身分的であり公私の区別のない家産官僚制と契約により成り立つ公私を区別する近代社会の合理的な近代的官僚制に分けて伝統中国の官僚制は前者に当てはまるとします。近代的官僚制は官僚の持つ権限や一元的な命令服従の階層構造がはつきりしています。文書主義ですし地位の世襲はありません。俸給は貨幣により定額が支払われる等の特徴があります。ただ、それは臨機応変な対応がとりにくい等の欠点があるといえます。

清代の官僚制には理念としては王土王民の家産国家に於ける家産官僚的なところもなくはないけれどもむしろ近代的官僚制との類似点が少なくありません。その制度は儒家と法家の思想を反映しています。官吏の資質として文人を重視し職業的専門家という考えがないのは儒家思想に基づいています。合理性を重んじ機械的、非人格的であるのは法家的です。後者は効率よく統治することを追求する点でウェーバーのいう形式合理性を追求する近代的官僚制に通じています。

近代社会は多く近代的官僚制により統治するのであろうけれども逆は真ではありません。清朝権力は近代的官僚制に似た統治機構を持つけれども人民主権ではありません。官僚制は統治の方法であつて、統治の正当性の基礎がどこにあるかということに着眼する社会の分類とは関連しません。

二 官の活動とその不法からの救済

活動の内容と形式 官の活動の主なものとは治安の維持と財政です。活動内容の形式に着眼したときその第一は法の定立です。それは極めて例外的な場合を除いて要件をそれなりに分析的に抽象化、類型化し限定して考える準則です。不文法もある故、法規範のすべてを明示的に定立する訳ではありません。新たに定立するのは成文法です。第二は法の執行です。裁判も含みます。裁判は犯罪や紛争が起こったときにそれに対して行う皇帝による一つの統治作用の一部門です。それは人民主権の下で権力を分立した立法府が分野ごとに法を定め、司法はその法のみを適用しその実施を保証するという活動

をする現代の制度とは目的や態様に違いがあります。

法の執行のなし方には権力的手段をとるときと同意を得てなす非権力的手段による場合があります。もつともその境界は連続的であつてはつきりとは分れていません。断獄や徴税は権力的になされるのに対して聴訟や開墾者を決定して土地所有権を付与する過程には権力的側面と非権力的な側面があります。非権力的な色合いが濃い行為には専売や行政上の契約等があります。官にとつて利害の大きい事柄ほど権力を使つても行なおうとしています。

法分野により異なる法規範の役割⁽¹⁾ 法が持つ行為規範としての働き方と裁判の目的や官の力量とからの制約を受ける裁判規範としての働き方は法分野によつて同一ではありません。すべての法を究極的には処罰や権利の保護のための裁判規範であるとする現代のいわゆる法化社会の事後規制型法と比べると特に民事法分野に於ける法規範の役割が異なります。

行為規範である礼に反する行為をなした者を処罰することを目的とする刑法は事後の裁判に力点を置いています。必ず律例に沿つて(「照」)処罰し執行も確保されていて律例は刑事的な裁判規範として自立しています。租税法は一次的には徴税という統治作用に於ける行為規範です。

実定化して十分整つた成分法体系になつていた訳ではないかも知れないけれども、一般的に土地支配はかくあるべしとする土地法や一般的に家族はかくあるべしとする家族法は存在しています。土地法は税制と関係しているので官にとつて徴税の確保という点で利害の大きい分野です。それ故、土地法はそれに沿つて行動させる行為規範としての役割を重要視しています。また、土地法は土地裁判に於ける唯一の規範ではないし必ず判決内容を実現し得た訳でもないけれども、それは審理の軸として働く重要な規範です。細案の裁判は紛争を鎮め社会秩序を修復することを目的にしています。そのために官は具体的な紛争の全体的解決を目指して審理の対象を決め法を選びます。人民は官への請求権を持っていませんし

律例はもともと刑罰の基準であつて判決にその正文を引くことを求められていません。判断を人民の要求の是非に限つた律例に沿わなければならないという制約はないので裁判に於いて選べる法は不文のものも含めて分野を越えてあることとなります。ただ、前述のように、通例、成文不文にかかわらず法は要件を抽象化しているのであつて、事実は無限にあるけれどもその事実に対応する無限の数の法を考える訳ではありません。土地法が全体的解法のための判決に導く作業仮説（いわばとつかり）として判断の軸になります。並存し、時にそれによつたりあるいは土地法と組み合わせる適用されるそれ以外の法は調整法理と性格付けるのが至当です。言葉のあや（レトリック）とも言えるけれども前者が情理の理に後者が情に該当するでしょう。土地法を主要な規範とすることが通例、土地裁判の目的の達成に最適であつたのです。また、判決の履行は十分に保証されてはおらず官の説理、強制と人民の心服ないし屈服に委ねられています。

家族法の内容は圧倒的な存在感を持つ礼に殆ど沿っています。行為規範にもそれなりに留意しているけれども官にとつてそれ程利害のある分野でもないので行政上、例えば法律婚とするような確かな規制をしていません。家族法は行為規範として十全な備えをしていなかったこととなります。そして、家族を巡る裁判は土地裁判の法理の仕組みと同じく軸として家族法を適用しておりそれは最も重要な規範でした。ただ、裁判規範としての家族法もその分野によつては調整され得ます。また、判決が履行される保証はありません。

官の不法な活動からの救済⁽³⁾ 皇帝は絶対的な権力を持つていたのであつて不法をなすことはありません。官の不法行為は官吏等が職務行為としてなすこととなります。皇帝の定めた法に名宛人である官吏が違反するということです。違法な行為には実体的な違法行為と手続的な違法行為があります。前者の例には間違つた裁判や義務のない者からの徴税があり、後者の例には違法な取調べがあります。

官の不法な活動から人民を救済する第一はその不法な活動を修正し原状を回復することによります。一般的には人民は

官に対して要求する権利は持っていません。人民が享受するものは官吏が人民の利益になる内容の法を遵守するときの反射的な利益です。第二に違法をなした官吏に対して個人的な責任を追究する官の側の手続の中で実質的に救済されます。損害賠償の法理、特に国家賠償の法理は確立していません。時に不法をなした官吏から刑事罰の性格も帯びて金銭を徴取することがあり、それが被害を受けた人民に給付される範囲で人民を救済する働きをします。その一は、強盗犯人を捕らえたけれども被害を回復できないときにその一部分を関係する官員に支払わせることがあります。二は過失殺人の取贖です。官吏が職務行為に際して過失によって人民を死亡させたとき実刑に換えて贖金を支払わせて被害者に受け取らせることがあります。また埋葬費用を付加刑として受け取らせることもあります。

註

- (1) 詳しくは四章二節、六章一節、七章一節。
 (2) 拙稿「清代における夫婦関係の成立と解消の秩序」〔屋敷二郎編『夫婦』(国際書院、二〇二二)所収]。
 (3) 拙稿「清代法に於ける官の活動をめぐる不法からの救済」〔星葉論集一一輯〕。

第三節 財務行政⁽¹⁾

一 財務行政の特徴

一元多層的な財政制度 治安の維持の仕組みの解明が中国法史の主な研究対象です。それについては次章以下に法分野ごとに分けて詳述します。ここでは官のもう一つの重要な活動である財務行政を概観しておきます。

現代は制度上地方に一定の財政自治権を認めているけれども地方の収入は少なくて地方が独自の判断で活動できる分野

は事実上限られるといわれています。他方、清代の地方官衙は官の機関であつて自治権を持つ訳ではありません。地方財政も含めて官の財政として単一の制度になっています。布政司が中心になつて財政を管理しています。

実態として自足的な地方財政 地方官衙に委託して税率を決めさせることがあります。地方には不正規な法の定立による収入があります。地方の官衙が随時課する付加税があるし事実上強制徴収する臨時あるいは事実上継続する新税としての捐があつたのです。そして地方で必要な経費は当該地方で集めた収入から出す仕組みになっています。

地方財政はいわば現場主義的です。制度としては二元的であるのになかなかその趣旨が実現しない現代とは対照的に清代の財政制度は制度としては一元的であるのにかかわらず地方が独自に動くところが広がつたのです。中央官衙が地方官衙に直接命令することができないことも財務行政に於いて地方が大きな役割を果たすことに関係したと思われれます。

二 財政収入

収入源 第一は、強制的に徴収する直接の対価がない収入である税です。税制は歴史家による研究業績が蓄積している分野です。官の権力を存立させるために必要な費用を利益を得ていて負担する能力のある者から強制的に税として徴収します。課税の根拠は権力の絶対性にあります。州県官衙が徴収するものと上級の官衙が徴収するものがあります。

税収の多くは土地税からのものです。明代にできた里甲制が崩壊し人頭税が廃止されて地税と丁税を併徴する土地税への一本化が全国に広がつていきます。そこで課税する物件の中心は農地です。納税の義務者は土地の所有者です。当該土地からの生産高を基準にして課税額を決めます。税率（税則）は省で決めて賦役全書に記載します。この他に地方の官衙が随時課する付加税があります。徴収機関は最下級の官衙である州、県です。夏と秋に徴収します。それぞれを上忙、下忙と言います。銀兩で納めるのが原則です。

徴収手続で最も肝要なことは納税義務者の把握です。正しく土地所有者を把握するために丈量をして魚鱗図冊を作つた

こともあります。糧冊に把握した納税義務者を掲載します。これは戸をとらえて作るものであつて明代の賦役黃冊の系統にあるものです。土地所有者に課税するためには土地所有者が変わつたときには糧冊上の名義を書き換える必要があります。この納税名義の変更を過割と言います。新しい所有者が州県衙門にその変更を申請します。

徴税を始めるとき納税義務者に納税するように告知します。このための紙片を易知由単と言います。納税は自ら州県に出向いてなします。これを自封投櫃と呼びます。そのとき納税者には領取証として糧串を給付します⁽²⁾。

税には流通に課するものもあります。常関税と呼ばれるいわば内国通過税があります。戸部と工部が管轄する常関が置かれていて関差が事務を執っています。太平天国軍の討伐のための臨時の流通税に釐金があります。いわば土地取得税に契税があります⁽³⁾。

財政収入の第二は強制して徴収するものではないものです。例えば塩や茶の専売収入があります。これらについては官が生産して官が売却する制度（「官運官銷」と官が生産して民間の商人に売却させる場合（「官運商銷」）があります。また、官が特許を与えて生産を監督し商人に売却させる場合（「官督商銷」）があります。官運の場合が専売に該当します。捐と呼ぶ臨時の必要のために建前としては任意に出すものがあります。捐官のような対価のあるものと公共事業に出す義捐金のような対価のないものがあります。

時代とともに課税物件が土地から流通へと移つて行きます。清朝は土地に基礎を置く権力から商業流通に基礎を置く権力へと徐々に変化して行つたのです。

収入の保管と移送 地方の各級官衙には庫があつて銀兩収入を保管します。州庫、県庫、府庫、藩庫があります。州県に存留する収入を州庫、県庫に保管します。留儲と言います。分けて府庫に保管して州県の急需に当てる収入があります。このような保管を分儲と言います。藩庫に保管する収入を封儲と言います。督撫と共に封印をして春秋に実額を戸部に報

告します。急需のときは題明してそこから支出します。戸部には銀庫があります。

土地税の徴収はすべて州県が行い徴収した土地税収入の一部を存留して他は布政司に送ります。この移送を起解といいます。この状況を布政司は督撫に報告し督撫は皇帝に報告します。これを奏銷といいます。

戸部は収入の実情を見て各省が中央に送付すべき銀両を割り当てます。このようにして北京に送られる銀両を京餉といいますが、⁽⁴⁾始めに定めたものを原定京餉といい後に不足を補うために追加したものを額外京餉といいます。京餉を戸部に移送することを解餉といいます。

常関税は徴収して戸部に報告し送付します。

徴収した後の契税の取扱いは土地税と同じであつたといわれます。

三 財政支出

各官衙は自らの庫に保管するものから支出するのが原則です。州県は州庫、県庫から官俸や鋪兵工食、祭祀費用、孤児の救済費用等の州県での予定額数の銀両を支出します。これを坐支といいます。省はその経費を藩庫から支出をします。それを給領といいます。俸餉、水脚、船工河工水脚膳夫工食、会試盤費等があります。他省に援助することもあります。それを協餉といいます。戸部が直接に地方官衙を援助することはありません。戸部は銀庫から八旗文武官員の俸餉銀、雑項恩賞、賑濟軍需等を支出します。その他の中央官衙は必要な費用を戸部に請求し受領します。もつとも戸部が関与しないで地方官衙から直接移送されるものが増えて行きます。中央に経費を要することが起こると戸部は省の承諾を前提にして分担（「派定」）させます。

財政制度に特徴的なこととして留意しなければならないのは、中央官衙と省および省相互の間に対立があつたということです。戸部の指示に従つて督撫が解餉しないことがあります。そのとき戸部が皇帝に上奏して願ひ出て督促してもらう

ことを奏催といえます。協餉をしないときには受領するべき督撫が上奏して協餉しない省に対して移送せよ（「協解」と命令してもらいます。法律的な官衙相互の関係は既に記した通りです。⁽⁵⁾）そして政治的には地域優先主義的であつて省は独立性が強く省益を追求していたのです。

註

- (1) 清国行政法六卷四編二、三章。
 納税を巡つては種々の不正がなされます。その取締りに関係する規定が律例等にあります。刑罰規定は中央で決めています。人民がなす主要な不正は脱税と抗税です。官吏がなす主要な不正は多徴や予徴、包攬です。
 (2) 釐金には行商の貨物が局卡を通過するときに課する行釐と坐商の貨物に対して店舗について徴収する坐釐があります。牙行の利益に課する牙釐のような所得税的なものもあります。
 (3) 契税は買主に対して代金に課します。税率は売買代金の三パーセントです。納税は州県に買主が申請して行います。流通税にはこのほかに洋関税があります。
 (4) 京餉の他に漕米があります。折銀の法によつて少なくなはるが一部の省についてはそれを移送する義務が存在し続けます。京倉に保管する漕米は俸米等に支出されます。
 (5) 地方官衙にも倉があつて倉米を保管しています。それは救恤のために使われます。本稿四頁〜六頁。

〔付記〕

中国法史講義ノート(Ⅰ)(星葉論集二九輯)一〇頁、註1の『清代土地所有権法研究』を『清代中国土地法研究』に訂正します。